

給付金のお知らせ



市ホームページ

物価高騰による家計の負担を軽減するため、以下の方を対象に給付金を支給します。

①住民税非課税世帯 1世帯あたり 物価高騰対応特別給付金 3万円

対象

令和6年12月13日時点で砂川市に住民登録があり、世帯員全員が「令和6年度住民税非課税」である世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外。

②住民税非課税世帯 児童1人あたり 子ども加算特別給付金 2万円

対象

①の給付金の対象となる世帯のうち、平成18年4月2日以降から令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯。

③住民税均等割のみ課税世帯 1世帯あたり 物価高騰対応特別給付金 3万円

対象

令和6年12月13日時点で砂川市に住民登録がある世帯のうち、以下のいずれかに該当する世帯。
・世帯員全員が「令和6年度住民税均等割のみ課税」の世帯
・「令和6年度住民税が均等割のみ課税」の方と「令和6年度住民税が非課税」の方で構成される世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯は対象外。

④住民税均等割のみ課税世帯 児童1人あたり 子ども加算特別給付金 2万円

対象

③の給付金の対象となる世帯のうち、平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯。

⑤子育て世帯特別給付金 児童1人あたり 2万円

対象

②④の給付金の対象とならない世帯のうち、平成18年4月2日から令和7年3月31日までに生まれた児童を養育する世帯。

◎支給方法について

①～④の給付金

対象となる世帯に確認書を郵送していますので、必要事項を記入のうえ返送してください。確認書を受領してからおおむね3週間後に振り込みます。

※②④の給付金に関して、令和6年12月13日時点で単身で学校の寮で生活している場合など、住民票上で別世帯の児童の生計を維持している世帯は申請が必要となりますので、子育て支援係へお問い合わせください。

⑤の給付金

対象となる世帯へ2月上旬に案内文書を送付し、随時振り込みます(申請が必要な世帯については、別途申請書を送付します)。

※対象と思われる世帯で文書が届かない場合は、子育て支援係へお問い合わせください。

問①③に関すること：社会福祉係Tel 74-8103

問②④⑤に関すること：子育て支援係Tel 74-8369

成年後見制度市民フォーラム



誰にでも必ず訪れる最期のとき…。ふだんは考える機会が少ない「老い支度(終活)」について、成年後見人などとして多くの方を支えてきた実績のある弁護士が、「成年後見制度」や複雑な「相続」などを含めて、ポイントを解説します!ご自身のこと、別々に暮らしている親族のことなど、最期について考え話し合う準備のために学んでみませんか?

- と き 3月1日(土) 14:00～15:45
- ところ 地域交流センターゆう
- 参加料 無料
- 申 込 2月20日(木)までに下記へ



講師

岩見沢なほし法律事務所
田村秀樹 弁護士

問成年後見支援センター(砂川市社会福祉協議会) Tel 52-2588